

## 議 第 1 8 号 議 案

南スーダンPKOに派兵している自衛隊の撤退を求める意見書の提出について

南スーダンPKOに派兵している自衛隊の撤退を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年12月15日提出

富士見市議会議長 津波 信子 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 加 藤 久美子

同 根 岸 操

### 提 案 理 由

南スーダンPKOに派兵している自衛隊の撤退を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

## 南スーダンPKOに派兵している自衛隊の撤退を求める意見書

内戦下にある南スーダンでは、今年7月に首都における大規模戦闘で数百人が死亡した後も戦闘は続いている。安倍政権は「戦闘ではなく衝突だ」として自衛隊派兵を合理化しているが、国際社会でおおよそ通用するものではない。閣議決定は、「PKO参加5原則」は維持されているとしている。しかし、国連特別調査報告書（11月1日発表）が、大統領派と前副大統領派が昨年8月に結んだ和平合意は「崩壊」したと断定するなど、その言い分は完全に破綻している。同報告書は国連施設などへの攻撃に政府軍が関与したことも明確にしており、自衛隊に新任務を付与し、「任務遂行」のための武器使用を認めれば、自衛隊が南スーダン政府軍と戦闘を行うという危険極まる道に足を踏み出すことになる。政府は「駆け付け警護」について、「応急的かつ一時的な措置」とし、他国軍人警護は「想定されない」などとしているが、防衛相も他国軍警護は法律上排除されないと明言しているように、いかなる歯止めにもならない。そもそも今日のPKOは、武力を行使しての「住民保護」を主任務とするものに変質しており、憲法第9条を持つ日本がどうも参加できないものになっている。南スーダンから自衛隊は撤退し、憲法の精神に立った紛争解決のための外交努力、非軍事の人道支援、民生支援の抜本的強化を行うことこそ求められている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、南スーダンPKOに派兵している自衛隊の撤退を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
外務大臣 岸田文雄様  
防衛大臣 稲田朋美様